

立教大学オープンキャンパス 法学部 体験授業

「GAFAMに課税できていな
いの？なぜ？」

法学部 浅妻章如

2023年8月3日(木)池袋キャンパス

9号館11:00-11:50 14:00-14:50

- **1. 移転価格 (TP: transfer pricing)**
- 2. 独立企業間価格(ALP: arm's length price)
- 3. 独立企業間価格を逆手にとる租税回避
- 4. 過少資本 (thin capitalization)
- 5. Googleの説明の前に…
- 6. Google等が用いたbuy-in(バイ・イン)
- 7. なぜGAFAMに課税できていないのか

1. 移転価格 (TP: transfer pricing)

- X国法人税率10% Y国法人税率30%と想定。
- X国A社自動車製造 Y国B社自動車小売
- A社←←(卸売代金)←←B社←←(自動車代金)←←C消費者
- A社製造費用400 B社販売費用300 売上900と想定
- A B間の卸売価格400⇒ A所得0 X税0 B所得200 Y税60
- A B間の卸売価格600⇒ A所得200 X税20 B所得0 Y税0
- 所得を移転させる価格付けを移転価格という。合計の税負担を減らすことができてしまう。

- 1. 移転価格 (TP: transfer pricing)
- **2. 独立企業間価格(ALP: arm's length price)**
- 3. 独立企業間価格を逆手にとる租税回避
- 4. 過少資本 (thin capitalization)
- 5. Googleの説明の前に…
- 6. Google等が用いたbuy-in(バイ・イン)
- 7. なぜGAFAMに課税できていないのか

2.独立企業間価格(ALP: arm's length price)

- 租税特別措置法66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者（外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項、第五項及び第十項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（当該国外関連者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、当該国外関連者の法人税法第一百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る取引として政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないと、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。 [2項以下略]

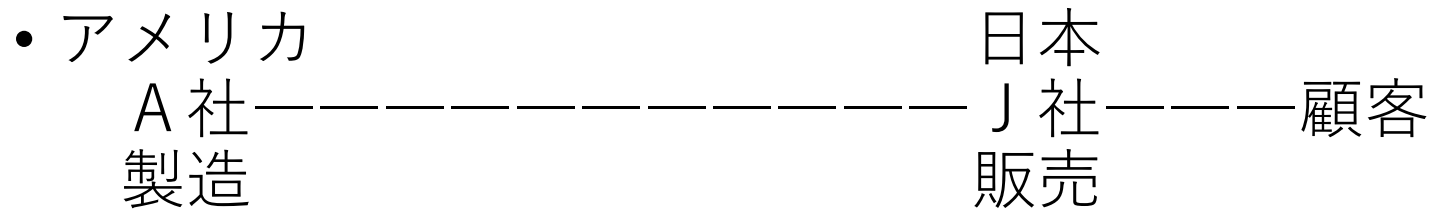
2.独立企業間価格(ALP: arm's length price)

- 租税特別措置法66条の4（国外関連者との取引に係る課税の特例）法人が、昭和六十一年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該法人に係る国外関連者（外国法人で、当該法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係（次項、第五項及び第十項において「特殊の関係」という。）のあるものをいう。以下この条において同じ。）との間で資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引を行つた場合に、当該取引（当該国外関連者が恒久的施設を有する外国法人である場合には、当該国外関連者の法人税法第一百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る取引として政令で定めるものを除く。以下この条において「国外関連取引」という。）につき、当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額が独立企業間価格に満たないとき、又は当該法人が当該国外関連者に支払う対価の額が独立企業間価格を超えるときは、当該法人の当該事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、当該国外関連取引は、独立企業間価格で行われたものとみなす。 [2項以下略]

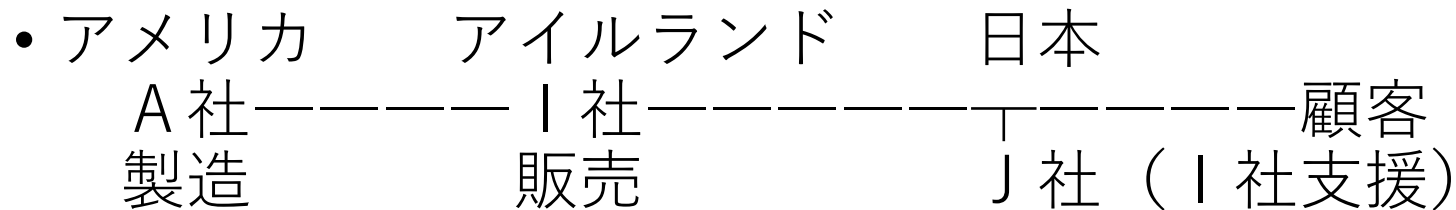
- 1. 移転価格 (TP: transfer pricing)
- 2. 独立企業間価格(ALP: arm's length price)
- **3. 独立企業間価格を逆手にとる租税回避**
- 4. 過少資本 (thin capitalization)
- 5. Googleの説明の前に…
- 6. Google等が用いたbuy-in(バイ・イン)
- 7. なぜGAFAMに課税できていないのか

3.独立企業間価格を逆手にとる租税回避

- アドビシステムズ移転価格事件・東京高判平成20年10月30日訟月54巻8号1652頁



- 組織再編後



- 1. 移転価格 (TP: transfer pricing)
- 2. 独立企業間価格(ALP: arm's length price)
- 3. 独立企業間価格を逆手にとる租税回避
- **4. 過少資本 (thin capitalization)**
- 5. Googleの説明の前に…
- 6. Google等が用いたbuy-in(バイ・イン)
- 7. なぜGAFAMに課税できていないのか

4. 過少資本 (thin capitalization)

- 通常の親子会社関係

X国

親会社1000 → 出資
配当 ← 200

Y国税率30%

子会社 (配当支払前利益300)
(Y国税 $300 \times 30\% = 90$)

- 過少資本の親子会社関係

X国

親会社100 → 出資
900 → 貸付
配当 ← 20
利子 ← 180

Y国税率30%

子会社 (配当利子支払前利益300)
(Y国税 $(300 - 180) \times 30\% = 36$)

4. 過少資本 (thin capitalization)

- 租税特別措置法66条の5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 内国法人が、平成四年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人に係る国外支配株主等又は資金供与者等に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均資本持分年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に該当するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該内国法人の当該事業年度の総負債(負債の利子等の支払の基となるものその他資金の調達に係るものに限る。次項及び第三項において同じ。)に係る平均負債残高が当該内国法人の自己資本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。 [2項以下略]

4. 過少資本 (thin capitalization)

- 租税特別措置法66条の5 (国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例) 内国法人が、平成四年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人に係る国外支配株主等又は資金供与者等に負債の利子等を支払う場合において、当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等及び資金供与者等に対する負債に係る平均負債残高が当該事業年度の当該内国法人に係る国外支配株主等の資本持分の三倍に相当する金額を超えるときは、当該内国法人が当該事業年度において当該国外支配株主等及び資金供与者等に支払う負債の利子等の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当該内国法人の当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該内国法人の当該事業年度の総負債 (負債の利子等の支払の基となるものその他資金の調達に係るものに限る。次項及び第三項において同じ。) に係る平均負債残高が当該内国法人の自己資本の額の三倍に相当する金額以下となる場合は、この限りでない。 [2項以下略]

- 1. 移転価格 (TP: transfer pricing)
- 2. 独立企業間価格(ALP: arm's length price)
- 3. 独立企業間価格を逆手にとる租税回避
- 4. 過少資本 (thin capitalization)
- **5. Googleの説明の前に…**
- 6. Google等が用いたbuy-in(バイ・イン)
- 7. なぜGAFAMに課税できていないのか

5. Googleの説明の前に…

- 通常の利子率・割引率が10%(年複利)であると想定
- 今年の100 = 1年後の110 = 2年後の121 = 3年後の133.1
- 1年後の100の今年における割引現在価値 $100/1.1 = 90.90\dots$
- 2年後の100の今年における割引現在価値 $100/1.1^2 = 82.64\dots$
- 3年後の100の今年における割引現在価値 $100/1.1^3 = 75.13\dots$
- 1年後100、2年後100、3年後100の収益をもたらす機械の今年における割引現在価値は $100/1.1 + 100/1.1^2 + 100/1.1^3 \doteq 249$
- 毎年100の収益をもたらす土地の価値は $100/1.1 + 100/1.1^2 + 100/1.1^3 + \dots + 100/1.1^\infty = 1000$

5. Googleの説明の前に…

- $r=10\%$ （年複利）での割引現在価値の計算（等比数列の和）
- 1年後から n 年間、毎年1の収益をもたらす物の割引現在価値 S の計算
- ① $S = \frac{1}{1+r} + \frac{1}{(1+r)^2} + \frac{1}{(1+r)^3} + \dots + \frac{1}{(1+r)^n} = \sum_{k=1}^n \left(\frac{1}{(1+r)^k}\right)$
- ② $S\left(\frac{1}{1+r}\right) = \frac{1}{(1+r)^2} + \frac{1}{(1+r)^3} + \frac{1}{(1+r)^4} + \dots + \frac{1}{(1+r)^n} + \frac{1}{(1+r)^{n+1}}$
- ① - ② = $S\left(1 - \frac{1}{1+r}\right) = S\left(\frac{(1+r)-1}{1+r}\right) = S\left(\frac{r}{1+r}\right) = \frac{1}{1+r} - \frac{1}{(1+r)^{n+1}}$
- $\left(\frac{1+r}{r}\right) (\text{①} - \text{②}) = S = \frac{1+r}{r} \times \frac{1}{1+r} - \frac{1+r}{r} \times \frac{1}{(1+r)^{n+1}} = \frac{1}{r} - \frac{1}{r(1+r)^n}$
- $n = \infty$ のとき $\frac{1}{r(1+r)^n} = 0$ より $\frac{1}{1+r} + \frac{1}{(1+r)^2} + \frac{1}{(1+r)^3} + \dots + \frac{1}{(1+r)^\infty} = \frac{1}{r}$

- 1. 移転価格 (TP: transfer pricing)
- 2. 独立企業間価格(ALP: arm's length price)
- 3. 独立企業間価格を逆手にとる租税回避
- 4. 過少資本 (thin capitalization)
- 5. Googleの説明の前に…
- **6. Google等が用いたbuy-in(バイ・イン)**
- 7. なぜGAFAMに課税できていないのか

6. Google等が用いたbuy-in(バイ・イン)

- アイルランド バミューダ アメリカ
I社②————→ B社①————→ G社
知的財産利用 資金提供 研究開発
- G社が知的財産を開発。期待値99の収益が見込めると想定。
- ① B社がG社の研究開発の成果を買う契約をし資金を提供する。通常割引率10%を適用すると $99/1.1 = 90$ であるが知的財産開発は成功するとは限らず高リスクなので独立企業間価格は90より低い価格（例えば80）であるとする。
- ② G社の研究開発が成功しB社が特許権等の権利者となりI社にライセンスしB社がI社からライセンス料99を得る。

6. Google等が用いたbuy-in(バイ・イン)

- G社はB社から80を受け取り全て研究開発費として使うので所得は殆ど残らない。B社に $99 - 80 = 19$ の所得が溜まる。
- もしG社が自前で研究開発費を賄っていたらG社が権利者としてI社から99を受け取りアメリカはG社に対し $(99 - 80) \times 40\%$ (当時の税率。州税含む)の税を課していた筈である。
- もしB社がG社に80を出資するという契約であったならば、G社が権利者としてI社から99を受け取り、G社のB社への配当支払はG社の課税所得から控除されない (所得は19のまま)。
- もしB社がG社に80の金銭貸付をするという契約であったならば、G社のB社への利子支払に過少資本税制 (又は類する税制) が適用される (所得は19より少し減るが0ではない)。

- 1. 移転価格 (TP: transfer pricing)
- 2. 独立企業間価格(ALP: arm's length price)
- 3. 独立企業間価格を逆手にとる租税回避
- 4. 過少資本 (thin capitalization)
- 5. Googleの説明の前に…
- 6. Google等が用いたbuy-in(バイ・イン)
- **7. なぜGAFAMに課税できていないのか**

7. なぜGAFAMに課税できていないのか

- Jesse Drucker, "Google 2.4% Rate Shows How \$ 60 Billion Lost to Tax Loopholes" (Bloomberg, 2010.10.21)
- 国際租税法体系は1920年代以降国際連盟等で構築され、国は独立企業間価格という武器で企業の租税回避に対抗してきた。
- 独立企業間価格は価値が生産活動（製造に限らず研究開発や流通も含む）に由来するという観念に基づく。
- 価値は生産に由来するか需要に由来するか、どちらも同程度に正しい。近年、需要地にも課税権を配分する国際租税法体系改革案が議論されている（が政治的対立により進捗が危うい）。